人工透析患者通院費助成制度について ~市町村合併前後の比較(第一報)

米谷純子 秋田赤十字病院医療社会事業部

Social resource in Hemodialysis Patients

- Comparison for merging of municipalities before and after (First report)

Junko Yoneya

Medical Social Worker, Akita Red Cross Hospital

<目的>

「通院」は、通院手段・通院費の増大・介護力の低下など透析患者が常に抱え続けている問題である。介護力については、介護保険の導入に伴いヘルパー派遣が日常的に利用できるようになってきたが、通院費の助成制度は各市町村に任され、今までも市町村格差が激しい状況であった。平成16年からの市町村合併に伴い、秋田県内でどのような動きがあり、透析患者がどのような影響を受けたのか、県内の市町村を対象にアンケート調査を行った。

<調査方法>

対象は合併前後の市町村役場福祉課で、合併前の9市60町村、合併後の12市14町村、これは平成17年10月1日現在の数値である、に行った。方法は質問紙による聞き取り調査を行った。調査に際しては、秋田県医療社会事業協会(ケースワーカーの協会)と秋田県腎臓病患者連絡協議会へ協力をお願いした。

〈質問項目〉

質問項目は表1のとおりで、通院費用、タクシーチケット・バスチケットの発行、ガソリン代の助成、送迎事業の有無など主に透析患者さんが通院するときの助成制度があるかどうか、どのような内要であるかに絞って行った。

表1. 質問項目

```
1.通院に対する助成制度はありますか (ある・ない)
* あると答えられた方は下記の質問にお答えください
 ①通院費用 (透析施設に通院時)
    金額(
    給付内容 a.通院日数別 b.毎月定額 c.km数別(~以下、以上)
    支給方法 a.毎月 b.何ヶ月( )
 ②タクシーチケット・バスチケットを発行
           ) 枚数(
    金額(
 ③ガソリン代を助成
   金額(
           ) km数による(
 ④送迎事業を行っている
    a.市町村独自で公用車を出している
    b.広域市町村圏で公用車を出している
    c 民間業者へ委託している
    d.社協へ委託している
    ・自己負担(ある・ない) ・ある場合の自己負担額(
    ・地域限定されているか(いる・いない)範囲(
    ・所得制限 (ある・ない) ある場合の区分
2.助成金・見舞金制度はありますか
3.透析患者さんに限らず身体障害者への独自の制度はありますか
```

<結果>

図1は合併前後の状況を表している。向かって左が平成16年10月18日付けの秋田県内の市町村別の地図で、右が平成17年10月1日現在の地図である。

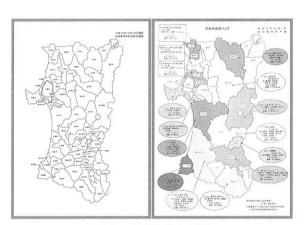


図1. 合併前後の状況

図2は助成制度の比較である。数値を比較するために合併後も旧市町村の数で表していて、今後出てくる数値も全て同じ取り扱いにしている。項目は助成金の給付・タクシーチケットの交付・送迎事業・県単事業のタクシーの1割引きのみに関して比較している。助成金は合併前が13市町村で合併後は23市町村にまで増えている。タクシーチケットも合併前が17市町村で合併後は27市町村と増えている。逆に県単事業のみという市町村が33ヶ所から7ヶ所まで減っている。

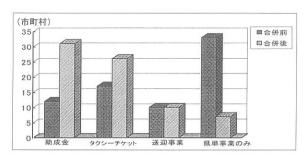


図2. 助成制度比較

図3は1年間に交付されるタクシーチケットの枚数である。横手市、男鹿市などのように基本料金24枚交付が多いが、大館市などが年間8枚、北秋田市などが年間で6枚とかなり低い数値であるのに対し、秋田市のように月16枚、年間で192枚とかなりの格差がみられる。この差が何故に引き起こされているのか、秋田市内に透析施設が集中していて、タクシーの利用率が高いせいなのか、それとも経済的な背景が関係してくるのか検討を要する。また、地域的には合併により北秋田市が統一され、河辺・雄和が秋田市に組み込まれたため、広範囲で交付されている。

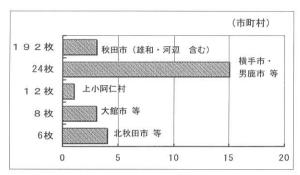


図3. タクシーチケット (年間) 基本料金

表2は社会福祉協議会独自の送迎事業と民間業者への委託を合わせて表にしたもので、透析患者以外の患者も利用している。県北地域に集中していて、小坂町や琴丘町のように週3回の通院に対応しているところもある。負担金も無料からチケット購入・町内町外別料金・ガソリン代程度とばらつきはあるものの、介護タクシーの事業所がない中で家族送迎ができない人や透析施設から遠い患者にとっては活用度の高いものになっている。また、条件は身障手帳を持っていて、公共の交通機関を利用できないと市町村が認めた人で、緊急時には利用できない市町村が大半であった。二ツ井町は、無料で利用できるが、透析患者は同じ病院で同じ曜日に統一されている。現在は6名が利用していて、今後新規の利用や曜日等が変更になればその時点で検討するという回答であった。送迎事業を行っているところは、合併前は9市町村でしたが、合併後は11市町村に増えている。

表 2. 送迎事業、社協·民間(合併後)

市町村名	回数	負担金	条件
小坂町	3 回/週	チケット/1680円 (30分 400円、枚数 制限無)	
北秋田市	3 回/週	旧町内 200 円/町外 1200 円	
藤里町	2 回/月	能代まで 800 円	
八森町	1回/週	町内 400 円/町外 700 円	
二ツ井町	3 回/週	無料	同病院/同曜日
八竜町	2 回/週	町内 200 円/町外 600 円	
山本町	4 回/月	無料	
琴丘町	3 回/週	ガソリン代	

助成金は1 + 75,000円の潟上市から20,000円の藤里町まで定額料金で支給している所が8市町村と、キロメートル数に応じて、たとえば大仙市は自宅から透析施設まで $20 \, \mathrm{km}$ 以下は5,000円、以上は10,000円、湯沢市は $1 \, \mathrm{km}$ 20円で計算していて、これに検討中のところも含めると合計31市町村にのぼる(図4)。また、地域別に取り上げてみると、図5に表れているように、助成金が増えたのは由利本荘市、仁賀保市、湯沢市など新しく合併した市町村が多い。

県の単独事業として、秋田県は等級に関係なく身障手帳を提示することで、県内どこでもタクシー料金が1割引きになる。図6の左側はこの制度しかなかった市町村を示していて、それが右側のように合併後は明らかに減っている。

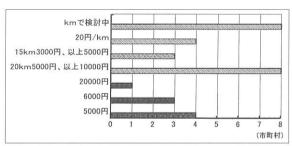


図4. 助成金(合併後/一ヶ月)

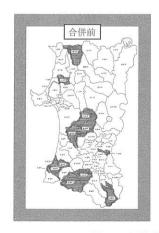








図5. 合併前後の助成金

図6. 県単事業/タクシー1割引き

図7は秋田県の県腎協で平成13年10月に行った透析患者実態調査から「通院手段」を集計したものである¹⁾。自家用車が60%、タクシーが12%、電車・バスが13%とこれだけで85%を占める。当院の患者も自分で運転か家族送迎での自家用車通院と、介護タクシーが多い現状である。当院の患者のうち、家族送迎で通院していて一番遠い患者は五城目町と大仙市西仙北からである。五城目町の助成制度をみると、タクシーチケット基本料金24枚が交付されているが、町内のタクシー会社の利用に限られていて、秋田市までの利用を考えると現実的とはいえない。また、西仙北は合併前は県単事業のみであったが、この患者は片道38kmで申請して、現在は大仙市から10,000円が支給されている。鹿角組合病院のワーカーからは通院距離が遠くて行政に通院援助を頼んだが、一人二人だと家族や近所で送迎可能として受けてもらえないとの報告もあった。また、県外からの通院患者の事例では盛岡市の甥が安代町の伯父を送迎しているにもかかわらず、毎日安代町から通院する特養老人ホームの車を利用できない介護保険の問題や冬季間の対策など悪戦苦闘している報告もある。

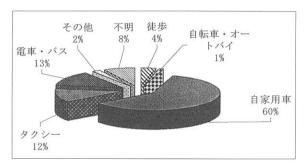


図7. 通院手段

<まとめ>

この調査を行い、集計する中で以下の点が明らかになってきた。合併前は通院費の助成制度が 県単事業のみの市町村が33ヶ所あったのが、合併後は7市町村まで減っていることから、上乗せ として各市町村独自の助成制度も利用できるようになってきている。また、合併後の助成内要を みれば、低い数値で一律に旧市に合わせている所もあるが、km数で換算するなど独自に取り組ん でいる市町村が増えている。このように、いままで関心を示してくれなかった行政にも、地道な 活動の成果として、少しずつですが変化が見えてきた。しかし、タクシーチケットが年間6枚、 送迎事業が月1回、助成金が打ち切られタクシーチケットに変わる、などの内容が透析患者の実 態に即したものかどうかは今後の検討課題と考えたい。

文 献

1) 平成13年度秋田県内透析患者実態調査、秋田県腎臓病患者連絡協議会